相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区鷹番二丁目八六番地、最後の住所東京都調布市西つつじケ丘四丁目二三番地神代公団住宅一三号館一〇七号室

被相続人　亡　栗谷多惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十六日

事務所東京都杉並区荻窪四丁目三二番三号ＡＫオギクボビル五階五〇一号室

相続財産管理人　弁護士　髙村　定憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県三浦市南下浦町金田三八七番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　森　やす子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十六日

神奈川県横須賀市日の出町一丁目八番地大和土地建物第三ビル五階宮島綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　酒井　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区青木町二番地六、最後の住所横浜市神奈川区青木町二番地の六

被相続人　亡　鈴木　シゲ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十六日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル二階

相続財産管理人　司法書士法人村田由美子綜合事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区弥生町二丁目一七番地、最後の住所横浜市中区弥生町二丁目一七番地ストークタワー大通り公園Ⅰ　六〇二号室

被相続人　亡　土屋　邦井

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十六日

横浜市中区不老町一―一―五　横浜東芝ビル六階

相続財産管理人　弁護士　三橋　潔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市南鴨宮三丁目四四番地一、最後の住所神奈川県小田原市南鴨宮三丁目四四番八号　被相続人　亡　門松　幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十六日

神奈川県小田原市栄町一丁目八番一号Ｙ＆Ｙビル五―Ｂ号室　白川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白川　秀信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県加賀市塩屋町イ二二番地、最後の住所石川県加賀市上野町ケ二五四番地篤寿苑グループホーム　被相続人　亡　崎谷　慶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十六日

石川県加賀市大聖寺東町一丁目九番地二階

相続財産管理人　司法書士　曽根　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県羽島市竹鼻町二九〇一番地、最後の住所福井県福井市燈豊町第四三号九番地三九頭竜ワークショップ七瀬の郷

被相続人　亡　小見山　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十六日

福井県福井市春山一丁目一番一四号　福井新聞さくら通りビル二階

相続財産管理人　弁護士　佐藤　辰弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市浜一色町九四七番地、最後の住所京都市北区上賀茂今井河原町五番地四　被相続人　亡　山本　あか

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十六日

事務所京都市中京区丸太町通寺町西入ル江寿画廊ビル三階　田畑総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥村　寛昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県真庭市勝山六五六番地、最後の住所兵庫県西宮市神原一五番六五号　甲陽園すみれホーム　被相続人　亡　渡邉　勝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十六日

兵庫県神戸市中央区浜辺通四丁目一―二三―六〇一

相続財産管理人　司法書士　伊達　右子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西淀川区大和田一丁目六一番地、最後の住所兵庫県姫路市大善町八〇番地　被相続人　亡　水谷　謙一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十六日

兵庫県姫路市北条宮の町三九二番地　弁護士法人菊井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊井　公策

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市晴海町一七番、最後の住所広島県呉市晴海町一七番一―五〇四号

被相続人　亡　堀端　敦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十六日

広島市中区吉島新町二丁目一三番七号、事務所広島市中区白島中町六番一五号

相続財産管理人　並川　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市郷四丁目一八一番地、最後の住所愛媛県新居浜市郷一丁目一二番二四号　被相続人　亡　岡本　玲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十六日

愛媛県四国中央市三島中央五丁目五番二三号岡崎ビル二階三島総合法律事務所

相続財産管理人　三浦　裕章

第42期決算公告

平成27年8月26日　神奈川県愛甲郡愛川町中津4036番地1

国土開発工業株式会社

代表取締役社長　清水　嘉弘

貸借対照表の要旨（平成27年5月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,076	流動負債	5,510
固定資産	741	固定負債	703
有形固定資産	363	**負債合計**	**6,214**
無形固定資産	27	株主資本	1,512
投資その他の資産	350	資本金	300
		利益剰余金	1,212
		特別償却準備金	116
		繰越利益剰余金	1,095
		（うち当期純利益）	(500)
		評価・換算差額等	91
		その他有価証券評価差額金	91
		純資産合計	**1,603**
合計	7,818	合計	7,818